

重要事項説明書

(訪問介護・日常生活支援総合事業)

利用者： _____ 様

事業者： 南楓苑ヘルパーステーション

訪問介護・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

[令和 7 年 4 月 1 日現在]

1 当ステーションが提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

南楓苑ヘルパーステーション TEL : 【096-371-5111】

重要事項説明者 岡田美穂 / 管理責任者 岡田美穂

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 南楓苑ヘルパーステーションの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	南楓苑ヘルパーステーション
所在地	熊本市中央区南熊本2丁目11-1
介護保険指定番号	4370100952
サービスを提供する地域	熊本市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業日

営業日	営業時間
月～土	午前8:30～午後5:30
営業しない日	日曜日・12月30日～1月3日

(3) 職員体制

サービス提供責任者	常 勤			非常勤
氏 名	岡田美穂	中村啓介	津崎梨沙	中村季子

(4) サービス提供の時間帯

	早朝 6:00～8:00	通常時間帯 8:00～18:00	夜間 18:00～22:00
平日・土	○	○	×
祝日	○	○	×

※ 時間帯により料金が異なります。

※ 早朝(6:00～8:00)のご利用につきましてはご相談ください。

3 サービス内容

- (1) 身体介護 ①食事介助 ②入浴介助 ③排泄介助 ④清拭 ⑤体位変換 等
- (2) 生活援助 ①買い物 ②調理 ③掃除 ④洗濯 等
- (3) 生活援助型訪問サービス ①掃除 ②洗濯 ③調理 ④買物 等
- (4) 介護予防訪問サービス ①身体介護 ②掃除 ③洗濯 ④調理 ⑤買物 等
- (5) その他サービス ①介護相談 等

4 利用料金

(1) 訪問介護サービス利用料

介護保険のサービスを利用する場合は原則として基本料金の規定割合額が自己負担となります。

但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※国の特例として一定期間基本報酬額に上乘加算が算定される場合があります。

〔訪問介護料金表—料金表（5頁）参照〕

- ※ 当事業所では特定事業所加算Ⅱを算定しています。
- ※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増しとなります。
- ※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画（ケアプラン）定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、且つご利用者の同意を得て、サービス従業者2人で訪問した場合は2人分の料金をいただきます。
- ※ 初回のサービス提供責任者のサービス（または同行）は、規定単位額をいただきます。
- ※ 緊急時に要請をいただいた訪問介護サービスは規定単位額をいただきます。
- ※ 介護職員等処遇改善加算として、サービス料金合計（初回加算含）の規定割合にあたる金額を別途いただきます（小数点以下の端数は四捨五入）。

(2) 日常生活支援総合事業利用料

日常生活支援総合事業については、身体介護・生活援助の区分が一本化され、月単位の定額利用料金となります。

〔日常生活支援総合事業料金表—料金表（5頁）参照〕

- ※ 初回のサービス提供責任者のサービス（または同行）は、規定単位額をいただきます。
- ※ 介護職員等処遇改善加算として、サービス料金合計（初回加算含）の規定割合にあたる金額を別途いただきます（小数点以下の端数は四捨五入）。
- ※ サービスの開始又は終了日が月途中になる場合は、日割にて算定させていただきます。

(3) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者が訪問するための交通費の実費をいただきます。

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先：南楓苑ヘルパーステーション TEL 096-371-5111)

① ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合	260円

(5) その他

- ① サービスを提供するための、水道、ガス、電気、電話等の費用及び、洗濯・掃除等に使用する道具や消耗品はご利用者様のご負担になります。
- ② 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はご利用者様のご負担になります。
- ③ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ④ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ⑤ ご利用者様のご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合もございますのでご了承下さい。
- ⑥ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。
- ⑦ 利用者様・ご家族・介護者等の方が、感染症陽性者の濃厚接触者と判断された場合には、一定期間サービスを休止させて頂く場合がございます。

5 当ステーションの訪問介護・日常生活支援総合事業の特徴など

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	有	1ヶ月に1回全体研修があります
サービスマニュアルの作成	有	

6 緊急時の対応方法

ご利用者様に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、訪問介護員等がサービス提供責任者を通して主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡を致します。

主治医	氏 名		ご家族	氏 名	
	連絡先			連絡先	
居 宅	氏 名			氏 名	
	連絡先			連絡先	

緊急時の連絡先及び対応可能時間。

	担当者名／事業所（病院）名	電話番号	受付時間
訪問	サービス提供責任者名：	096-371-5111	08：30～17：30
	事業所名：南楓苑ヘルパーステーション		
病院	主治医：先生		
	病院名：		
居宅	ケアマネ氏名：		
	事業所名：		

7 サービス内容に関する苦情

(1) 当ステーションご利用者様相談・苦情窓口

担当 岡田美穂 電話：096-371-5111

(2) その他（当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。）

熊本市健康福祉局福祉部高齢介護福祉課介護事業指導室 電話：096-328-2793

熊本県国民健康保険団体連合会 電話：096-214-1101

事業所の概要

法人名 医療法人 熊南会（ゆうなんかい）

所在地 熊本県熊本市中央区南熊本3丁目7-27

代表者 理事長 細谷和生

事業内容

病院／介護老人保健施設／訪問介護事業（日常生活支援総合事業）／居宅介護支援事業／
通所介護事業（介護予防）

事業者

医療法人熊南会 南楓苑ヘルパーステーション
熊本県熊本市中央区南熊本2丁目11-1

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名

署名代行者：私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

署名代行事由：

署名代行者氏名

〔訪問介護料金表 通常時間：自己負担額〕 特定事業所加算（Ⅱ）

令和 7 年4月1日現在

生活援助	20分以上～45分未満		45分以上	
	生活2・Ⅱ： 197円		生活3・Ⅱ： 242円	
身体介護	20分～30分未満	30分～1時間未満	1時間以上～1時間30分未満	以後30分増す毎に
	身体1・Ⅱ： 268円	身体2・Ⅱ： 426円	身体3・Ⅱ： 624円	約90円

身体介護と生活援助を 続けて行った場合	身体介護時間	生活援助時間	自己負担額
	30分未満	20分未満	身体1・生活1：340円
		45分未満	身体1・生活2：411円
	60分未満	20分未満	身体2・生活1：497円
45分未満		身体2・生活2：569円	

※上記金額の他に、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）が算定されます。初回加算等が加算される場合があります。

〔日常生活支援総合事業料金表（生活援助型訪問サービス）：自己負担額〕

区 分	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計自己負担額
A 週1回程度 要支援1・2（211） 事業対象者：1,000円	245円	1,245円
B 週2回程度 要支援1・2（212） 事業対象者：1,997円	489円	2,486円
C 週2回超 要支援2（213） : 3,169円	776円	3,945円

〔日常生活支援総合事業料金表（介護予防訪問サービス）：自己負担額〕

区 分	介護職員等処遇改善加算額（Ⅰ）	合計自己負担額
A 週1回程度 要支援1・2（11） 事業対象者：1,176円	288円	1,464円
B 週2回程度 要支援1・2（12） 事業対象者：2,349円	574円	2,923円
C 週2回超 要支援2（13） : 3,727円	910円	4,637円

※上記金額の他に、初回加算等が加算される場合があります。

※上記の金額は1割負担の方の金額です。2割負担・3割負担の方は、負担割合を乗じた金額になります。（処遇改善加算等の小数点以下の端数は四捨五入です）